



府政防第 882 号
平成 21 年 12 月 25 日

神奈川県防災担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）



地震防災対策用資産の取得に関する特例措置について（周知）

平素より防災行政へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 10 月 1 日より緊急地震速報の一般向け提供が開始されておりますが、当府においては、関係省庁と連携し、緊急地震速報の普及のための周知広報を行っております。

平成 21 年度税制改正においては、「地震防災対策用資産の取得に関する特例措置」（所得税、法人税、固定資産税）について、下記のとおり、対象資産を緊急地震速報受信装置等に改めるなど、制度の見直しを行いました。各税の申告時期もまもなく開始することから、広報用資料を作成しましたので、管内市町村の防災等部局及び関係事業者へ本特例措置の周知方ご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 対象事業者

法人又は個人事業者（所得税・法人税については青色申告者に限る）で、以下の要件 1 及び 2 に該当する方

【要件 1】

以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営していること（詳細は別添 1）

- ①物品販売業を営む店舗（収容人員 30 人以上）、飲食店（同 30 人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設
- ②石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

【要件 2】

当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が、以下のいずれかのエリア内であること（詳細は別添 2）

- ①東海地震に係る地震防災対策強化地域
- ②東南海・南海地震防災対策推進地域
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



2. 対象資産

上記1.に該当する法人又は個人事業者が、【要件1】に該当する施設又は事業の用に供するために取得する以下の設備（①は必須）

- ①緊急地震速報受信装置（専用の報知装置を含む。）
- ②緊急遮断装置（①と同時に設置される場合）
- ③感震装置（①②と同時に設置される場合）

3. 本特例措置の内容

（1）特別償却（所得税又は法人税）

対象設備を、平成23年3月31日までにはじめて事業の用に供した場合に、事業の用に供した最初の事業年度において、取得価額の20%相当額を普通償却限度額に上乗せして減価償却することができます（特別償却率20%）。

（2）課税標準の特例（固定資産税）

対象設備を平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間内に取得した場合に、対象設備に対して課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準額を3分の2に減額することができます。

（参考）平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）について
上記3（2）の固定資産税の課税標準の特例については、「適用期限を4年延長したうえ廃止する」こととされ、平成26年3月31日までの期間内に取得した資産が対象となります（正式には関連法の公布をもって確定します）。

詳細な情報は内閣府（防災）のホームページでも公開しております。

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_sonota/zeiseiyuuguuseido.html

以上

【担当者連絡先】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）付 渡真利、松原

TEL：03-3501-5693（直通）

FAX：03-3501-5199

E-mail : satoshi.tomari@cao.go.jp

kan.matsubara@cao.go.jp

対象事業者について

青色申告をする個人事業者又は法人事業者で下記（1）～（4）のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営している事業者（大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1～23号に規定）。

- （1）下記のいずれかに該当する施設で、不特定かつ多数の者が出入りするもの
- 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 （収容人員^{※1}30人以上）
 - 2 公会堂又は集会場 （収容人員30人以上）
 - 3 キャバレー、カเฟー、ナイトクラブその他これらに類するもの （収容人員30人以上）
 - 4 遊技場又はダンスホール （収容人員30人以上）
 - 5 風俗店舗 （収容人員30人以上）
 - 6 カラオケボックス等 （収容人員30人以上）
 - 7 待合、料理店その他これらに類するもの （収容人員30人以上）
 - 8 飲食店 （収容人員30人以上）
 - 9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 （収容人員30人以上）
 - 10 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの （収容人員30人以上）
 - 11 病院、診療所又は助産所 （収容人員30人以上）
 - 12 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの （収容人員50人以上）
 - 13 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの （収容人員30人以上）
 - 14 公衆浴場 （収容人員50人以上）
 - 15 車両の停車場又は船舶・航空機の発着場（旅客の乗降・待合の用に供する建物に限る） （収容人員50人以上）
 - 16 神社、寺院、教会その他これらに類するもの （収容人員50人以上）
 - 17 自動車車庫又は駐車場 （収容人員50人以上）
 - 18 上記に該当しない事業場 （収容人員50人以上）
 - 19 地下街 （収容人員10人以上（社会福祉施設に供されている部分を含む場合）
または30人以上）
 - 20 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等 （収容人員50人以上）
 - 21 上記1から18のいずれかの用に供されている部分を含む複合用途防火対象物
^{※2}で、不特定かつ多数の者が出入りするもの

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（下記1～6のいずれか）

- 1 危険物の規制に関する政令第37条の製造所、貯蔵所又は取扱所
- 2 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所
- 3 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所※³
- 4 毒劇物の製造所、貯蔵所又は取扱所※⁴
- 5 核関連施設※⁵
- 6 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号の特定事業所

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（下記1～4のいずれか）

- 1 鉄道事業又は旅客運送を行う索道事業
- 2 軌道法第3条の特許に係る運輸事業
- 3 一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業※⁶

(4) その他地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業（下記1～12のいずれか）

- 1 学校※⁷、専修学校、各種学校その他これらに類する施設
- 2 児童福祉施設※⁸、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、授産施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業※⁹の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
- 3 鉱山
- 4 港湾法第2条第5項第8号の貯木場
- 5 人に危害を加えるおそれのある動物がいる動物園※¹⁰
- 6 地方道路公社が管理する道路又は一般自動車道
- 7 放送事業又は委託放送事業
- 8 ガス事業
- 9 水道事業、水道用水供給事業又は専用水道
- 10 電気事業
- 11 石油パイプライン事業
- 12 上記に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場以外の工場、作業場又は事業場で、勤務する者の数が1,000人以上のもの

※1 「収容人員」は消防法上の概念であり、消防法施行規則第1条の3の計算方法に基づき算出することとする。施設ごとに計算式が異なり、従業者数や客席

の椅子の数、床面積等を用いて算出する。

- ※2 「複合用途防火対象物」も消防法上の概念であり、消防法施行令第34条の4に規定するもの。おおよその意味は、複数の用途に使われている建物（例えば1階が飲食店で2階がオフィスになっているなど）のこと。
- ※3 不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。
- ※4 貯蔵、製造、取り扱う毒物が20トン以上、劇物が200トン以上の施設に限る。
- ※5 製鍊施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、一部の使用施設等。
- ※6 路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。
- ※7 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校。
- ※8 児童遊園を除く。なお、児童福祉施設には、保育所（保育園）等が含まれる。
- ※9 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。
- ※10 敷地面積が1万m²以上のものに限る。

対象地域について

対象地域は、「大規模地震対策特別措置法第3条第1項」又は「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項」並びに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項」に規定された強化地域又は推進地域で、

- ・「東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件（平成21.4.1 内閣府告示第15号）」
- ・「東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件（平成21.4.1 内閣府告示第16号）」
- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件（平成18.4.3 内閣府告示第58号）」

にて告示した以下の市町村。

北海道

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町

青森県

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

岩手県

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畠村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町

宮城県

全市町村

福島県

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

東京都

新島村、神津島村、三宅村、八丈町、小笠原村

神奈川県

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鎌沢町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

長野県

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

岐阜県

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

静岡県

全市町村

愛知県

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高

浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、設楽町、東栄町、小坂井町

**三重県
全市町村**

滋賀県

彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

**京都府
京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村**

**大阪府
大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村**

**兵庫県
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、播磨町**

**奈良県
全市町村**

**和歌山県
全市町村**

**岡山県
岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町**

広島県

呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市

山口県

周防大島町

徳島県

全市町村

香川県

全市町村

愛媛県

全市町村

高知県

全市町村

大分県

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

宮崎県

宮崎市、延岡市、日南市、日向市、新富町、門川町

緊急地震速報受信装置の取得に関する 所得税・法人税・固定資産税の特例措置について

- 「緊急地震速報受信装置」及び「緊急地震速報受信装置と一体的に整備する装置※1」が対象となります。
- 平成21年4月1日以降に緊急地震速報受信装置等を取得した対象事業者は、所得税・法人税・固定資産税の特例措置の適用を受けることができます。
- 所得税・法人税については所轄税務署、固定資産税については各市町村の税務課と申請窓口が異なりますが、両方の特例措置の適用を同時に受けることができます。

初年度の特別償却率を20%上乗せ（所得税、法人税）

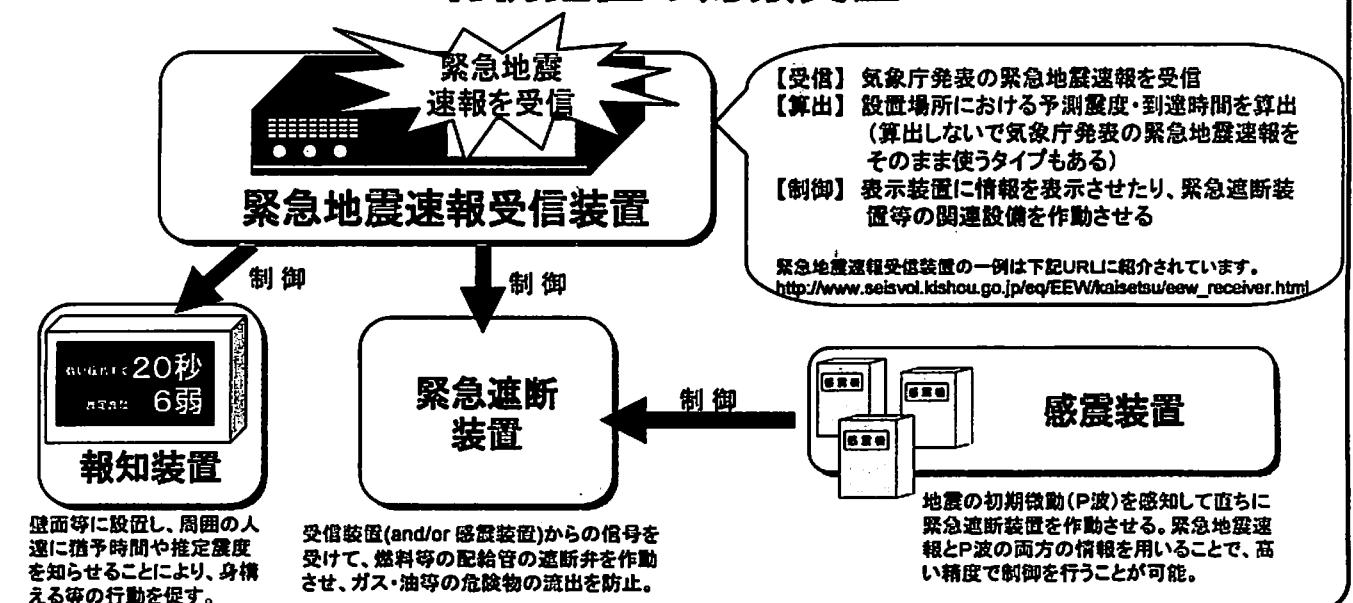
対象設備を、平成21年4月1日から平成23年3月31日までにはじめて事業の用に供した場合に、事業の用に供した最初の事業年度において、取得価額※3の20%相当額を普通償却限度額に上乗せして減価償却することができます。

3年度分の課税標準を2/3に軽減（固定資産税）

対象設備を平成21年4月1日から平成22年3月31までの期間内に取得した場合に、対象設備に対して課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準額を3分の2に減額することができます。

→平成22年度税制改正において、4年延長（その後廃止）される見込みです。

特例措置の対象資産



※1 「緊急地震速報と一体的に整備する装置」とは、報知機器、緊急遮断装置、感震装置ですが、報知機器又は緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置と一体的に整備する場合のみ、また、感震装置は緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置と一体的に整備する場合のみ、特例措置の対象となります(感震装置のみ、緊急遮断装置のみ整備する場合は対象外となります。)。

※2 対象地域内に所在する個人事業者又は法人事業者です。詳細は裏面又は内閣府(防災)のHPをご確認ください。

※3 事業の用に供するために直接要した経費の額等も含まれます

近年の大規模な地震に対し、 緊急地震速報を活用した被害軽減の事例

駿河湾を震源とする地震（2009年8月）

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震

- ・工場では緊急地震速報を受信し、生産装置を自動停止（山梨県甲府市）
- ・集客施設で館内放送を実施（静岡県富士市）

- ・保育園で子供たちの安全を確保するとともに、従業員による避難通路を確保（仙台市）
- ・半導体工場において、製造機械を停止（宮城県）

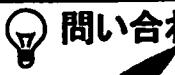
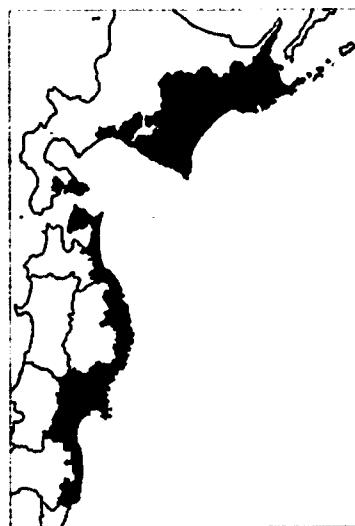
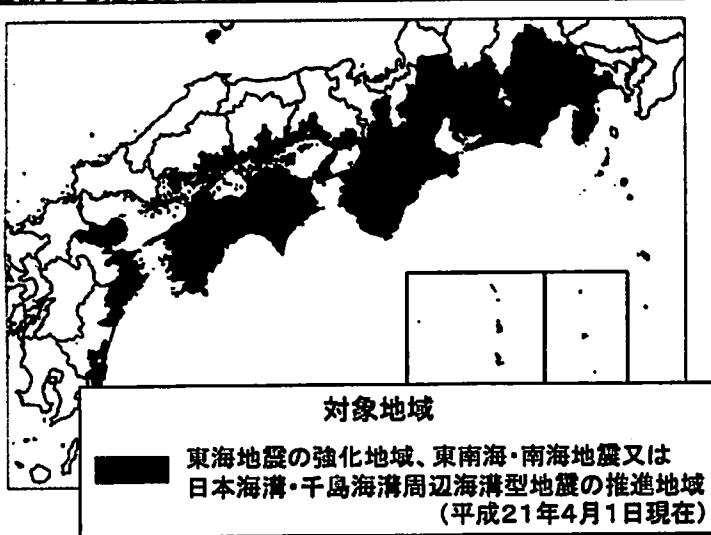


【出典】気象庁

対象地域（市町村単位）に所在する

①～④の施設・事業を管理・運営する事業者が対象

- ① 物品販売業を営む店舗やカフェ、飲食店（いずれも収容人員30人以上）、病院、劇場、旅館、その他不特定多数の者が出入りする施設
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④ その他、学校や福祉施設、大規模な工場（勤務者数が1,000人以上）など、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業



問い合わせ先 内閣府 政策統括官（防災担当）

参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）付 税制担当

TEL 03-5253-2111（内線 51402、51403） FAX 03-3501-5199

◆ 具体的な対象事業者、対象地域の市町村一覧などの詳細は内閣府防災担当ホームページ（税制）でもご確認いただけます。 <http://www.bousai.go.jp/> から「税制」をクリック